

# THE RELIGIOUS LAW

VOL. 41

2022

## Commemorative Lecture

Look back on the History of ARL ..... *Hirano Takeshi*

SYMPORIUM: 40 years of ARL and the tracks of religious law

Preface

Religious Liberty in Japan: 1977-2021 ..... *Yamaguchi Satoru*

Court Decisions on Damage Cases involving Religious and Religionlike Groups:

What have been achieved so far, and how the Studies of Law and

Religion functioned in actual cases ..... *Kito Masaki*

Inside conflicts of religious groups and border of judicial power-tiraillé

between Supreme Court case law ..... *Ito Makoto*

Aktuelle Diskussionen bezüglich der Aussetzung eines Leichnams im Sinne  
des § 190 japanischen StGB ..... *Matsuo Motonori*

Panel Discussion

On the dissolution of Konko-ji and the belonging of its residual assets to the  
National Treasury ..... *Tomatsu Yoshiharu*

Revision of Disqualification of Officers and its Impact on Temple Law ..... *Oshima Yoshinori*

Current Position of the Law on Religious Organizations in Russian Federation ..... *Shibata Seigi*

A Study on the Usage Charge Exemption for "Religious" Facilities on  
Publicly-Owned Lands with Regards to the Separation of Government and  
Religion — Rethinking the Kume Confucian Temple Case ..... *Nishiyama Chie*

## Authors' Introductions

*Iurisprudentia Rotae Romanae de Nullitate Matrimonii pro tribunalibus  
ecclesiasticis* ..... *Tanaka Noboru*

Funerals and Burial Grounds ..... *Ishikawa Yoshiaki*

## Case Notes

Recent Cases on the Public Law of Religions ..... *Kobayashi Yuki*

Recent Cases on the Private Law of Religions ..... *Honma Hisao*

## Bibliography

Bibliography on the Religious Law in England and Northern Ireland ..... *Murakami Rei*

Published by

THE RELIGIOUS LAW RESEARCH ASSOCIATION

宗教法学会誌

宗教法

第四回  
(1)  
(1)  
(1)

宗教  
法  
學  
會

宗教法学会誌

宗 教 法

第41号

第81回 宗教法学会（2021年6月12日（土）オンライン開催）  
記念講演

平野 武

宗教法学会の歴史を振り返って

シンポジウム：宗教法学会の40年と宗教法の軌跡

山口 智

企画の趣旨

紀藤 正樹

宗教条項の40年

伊藤 真

宗教及び宗教的団体による被害事例から見る判例の到達点

松尾 誠紀

—宗教法学の役割—

(司会) 高畑 英一郎

宗教団体の内部紛争と民事審判権の限界

西山 千絵

—判例法理の狭間にあって

戸松 義晴

死体遺棄罪をめぐる刑法学の動向

大島 義則

パネルディスカッション

柴田 正義

第39回 宗教法制研究会・第82回 宗教法学会（2021年11月13日（土）オンライン開催）

宗教法人「金皇寺」（島根県大田市）の解散と残余財産の国庫帰属について

西山 千絵

役員欠格事由改正と寺院法務への影響

田中 昇

ロシア・宗教法人法の現在地

石川 美明

国公有地上の「宗教的」施設の使用料免除と政教分離原則違反

小林祐紀

—那覇孔子廟訴訟を受けて—

本間久雄

自著紹介

『カトリック教会の婚姻無効訴訟 ローマ控訴院の判例とその適用』

村上 玲

『葬儀・墓地のトラブル相談（第2版）—基礎知識から具体的な解決策まで—』

文献紹介

イギリス宗教法関連文献紹介

宗教法学会

2022

- 76) 安念潤司「信教の自由」樋口陽一編『講座・憲法学第3巻権利の保障』189頁以下、199-200頁（日本評論社・1994年）。
- 77) 石川美明「わが国における新しい葬法とその法的問題点」宗教法27号105頁以下（2008年）など。第73回学会シンポジウムでは「墓地提供という公務と信教の自由」が論題となり、さまざまな新しい葬送方法にも触れていた。宗教法36号141頁以下（2017年）。私事ながら、開催年の夏に父の葬儀を行なった本稿筆者は、席上での発言「御遺体は墓まで歩いてはくれない」が印象に残っている。
- 78) 第75回学会シンポジウムは「不活動宗教法人の問題」を論題とした。櫻井義秀「人口減少社会における〈限界化する〉宗教法人」宗教法37号51頁以下（2018年）ほか。
- 79) 戸松義晴「宗教法人『金皇寺』（島根県大田市）の解散と残余財産の国庫帰属について」（宗教法本号掲載予定）を参照。
- 80) 平野武「宗教法学会（ARL）の30周年を迎えて」宗教法30号63頁以下、65-66頁（2011年）。
- 81) 西山千絵「国公有地上の『宗教的』施設の使用料免除と政教分離原則違反——那覇孔子廟訴訟を受けて」（宗教法本号掲載予定）報告時の質疑応答による。
- 82) 宗教とされることへの抵抗感は、（現在の）「神社非宗教論」に典型的に現われている。三土修平「戦後改革の矛盾の顕在化としての靖国問題」宗教法26号33頁以下、39-41頁（2007年）は「ねじれ」を指摘する。靖國反対派は、教義の無い神道を宗教に値しないと見下げながら、靖國問題では政教分離違反を追及する。他方で靖國支持派は、社会的儀礼の名の下に、実際には日本国民ならば靖國神社を公の宗教として扱うべきと考えている、というのである。同『靖国問題の原点（増訂版）』（日本評論社・2013年）も参照。
- 83) 民集75巻2号37頁。
- 84) 第65回学会シンポジウム「大規模自然災害と宗教法の課題」宗教法32号83頁以下（2013年）は、問題を多面的に検討している。パネルディスカッション（同187頁以下）の大部分は、犠牲者の葬送や慰靈・追悼に関わる議論であった。なお、田近肇「大規模自然災害の政教問題」臨床法務研究13巻15頁以下（2014年）も参照。
- 85) 被災地の遺体安置所や、遠方自治体での火葬に際して、当地の僧が読経して感謝されたことも報道されている。NHK「証言記録・東日本大震災 第49回 岩手県釜石市～土葬か火葬か 安らかに送りたい～」（2016年1月31日放送）。
- 86) 山口広会員が繰り返し説くところである。「靈感商法・カルト対策の現状と課題」宗教法35号145頁以下、160頁（2016年）など。

## 宗教及び宗教的団体による 被害事例から見る判例の到達点

### — 宗教法学の役割 —

紀藤 正樹（弁護士）

#### 目 次

- 一 初めに—黎明期
  - 1 刑事事件
  - 2 民事事件
  - 3 背景と評価
- 二 創出期から確立期へ
  - 1 民事事件
  - 2 刑事事件＝オウム真理教をめぐる一連の判例群
  - 3 背景と評価
- 三 流動期（現在）
  - 1 民事事件
  - 2 刑事事件
  - 3 背景と評価
- 四 終わりに
  - 1 裁判官を含む実務家の宗教法に対する理解の必要性
  - 2 消費者法等の進化と宗教法学会の役割

#### — 初めに—黎明期<sup>1)</sup>

我が国において、宗教団体<sup>2)</sup>による組織的な被害が顕著に確認されるのは、1980年代に入ってから靈感商法の被害が相次ぐようになってからであるが<sup>3)</sup>、そのころから宗教団体に対する民事訴訟も多数提起されるようになる。

本稿では、まず1980年代以降の民事訴訟提訴にあたり、特に参考とされた先行判例を黎明期の判例<sup>4)</sup>として紹介し（一）、そのうえで判例群としては確立した判例を「創出期から確立期」の判例として整理する（二）。そして現在を「流動期」と名付け、同種の事例であるにもかかわらず結論が分かれた判例を紹介し、その原因を分析する（三）。

最後に、これら判例群が形成されるにあたり、宗教法学の果たした役割と新たな法制定等の動きを紹介し（四）、今後の宗教法学会の役割を簡単に述べる。

## 1 刑事事件

### ① 加持祈祷事件（最高判昭和38年5月15日<sup>5)</sup>）

所論中憲法違反の主張につき考えるに、憲法二〇条一項は信教の自由を何人に対してもこれを保障することを、同二項は何人も宗教上の行為、祝典、儀式または行事に参加することを強制されないことを規定しており、信教の自由が基本的人権の一として極めて重要なものであることはいうまでもない。しかし、およそ基本的人権は、国民はこれを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うべきことは憲法一二条の定めるところであり、また同一三条は、基本的人権は、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする旨を定めており、これら憲法の規定は、決して所論のような教訓的規定というべきものではなく、従つて、信教の自由の保障も絶対無制限のものではない。

これを本件についてみると、第一審判決およびこれを是認した原判決の認定したことによれば、被告人の本件行為は、被害者Aの精神異常平癒を祈願するため、線香護摩による加持祈祷の行としてなされたものであるが、被告人の右加持祈祷行為の動機、手段、方法およびそれによって右被害者の生命を奪うに至つた暴行の程度等は、医療上一般に承認された精神異常者に対する治療行為とは到底認め得ないといつてある。しかば、被告人の本件行為は、所論のように一種の宗教行為としてなされたものであつたとしても、それが前記各判決の認定したような他人の生命、身体等

に危害を及ぼす違法な有形力の行使に当るものであり、これにより被害者を死に致したものである以上、被告人の右行為が著しく反社会的なものであることは否定し得ないところであつて、憲法二〇条一項の信教の自由の保障の限界を逸脱したものというほかなく、これを刑法二〇五条に該当するものとして処罰したことは、何ら憲法の右条項に反するものではない。

## 2 民事事件

### ② 創価学会板まんだら判決（最三小判昭和56年4月7日<sup>6)</sup>）

裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法三条にいう「法律上の争訟」、すなわち当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であつて、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる（最高裁昭和三九年（行ツ）第六一号同四一年二月八日第三小法廷判決・民集二〇巻二号一九六頁参照）。したがつて、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争であつても、法令の適用により解決するのに適しないものは裁判所の審判の対象となりえない、というべきである。

これを本件についてみると、錯誤による贈与の無効を原因とする本件不当利得返還請求訴訟において被上告人らが主張する錯誤の内容は、（1）上告人は、戒壇の本尊を安置するための正本堂建立の建設費用に充てると称して本件寄付金を募金したのであるが、上告人が正本堂に安置した本尊のいわゆる「板まんだら」は、日蓮正宗において「日蓮が弘安二年一〇月一二日に建立した本尊」と定められた本尊ではないことが本件寄付の後に判明した、（2）上告人は、募金時には、正本堂完成時が広宣流布の時にあたり正本堂は事の戒壇になると称していたが、正本堂が完成すると、正本堂はまだ三大秘法抄、一期弘法抄の戒壇の完結ではなく広宣流布はまだ達成されていないと説明した、というのである。要素の錯誤があつたか否かについての判断に際しては、右（1）の点については信仰の対象についての宗教上の価値に関する判断が、また、右（2）の点についても「戒壇

の完結」、「広宣流布の達成」等宗教上の教義に関する判断が、それぞれ必要であり、いずれもことがらの性質上、法令を適用することによつては解決することのできない問題である。本件訴訟は、具体的な権利義務ないし法律関係に関する紛争の形式をとつており、その結果信仰の対象の価値又は宗教上の教義に関する判断は請求の当否を決するについての前提問題であるにとどまるものとされてはいるが、本件訴訟の帰すうを左右する必要不可欠のものと認められ、また、記録にあらわれた本件訴訟の経過に徴すると、本件訴訟の争点及び当事者の主張立証も右の判断に関するものがその核心となつていると認められることからすれば、結局本件訴訟は、その実質において法令の適用による終局的な解決の不可能なものであつて、裁判所法三条にいう法律上の争訟にあたらないものといわなければならぬ。

そうすると、被上告人らの本件訴が法律上の争訟にあたるとした原審の判断には法令の解釈適用を誤つた違法があるものというべきであり、その違法は判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。なお、第一審の準備手続終結後における被上告人の仮定的主張（詐欺を理由とする贈与の取消あるいは退会により本件寄付は法律上の原因を欠くに至つたとの主張）は、民訴法二五五条一項に従い却下すべきものである。したがつて、その余の上告理由について論及するまでもなく被上告人らの本件訴は不適法として却下すべきであるから、これと結論を同じくする第一審判決は正当であり、被上告人らの控訴はこれを棄却すべきである。

### ③合祀手続取消等請求事件（最高判昭和63年6月1日<sup>7)</sup>）

私人相互間において憲法二〇条一項前段及び同条二項によって保障される信教の自由の侵害があり、その態様、程度が社会的に許容し得る限度を超えるときは、場合によつては、私的自治に対する一般的制限規定である民法一条、九〇条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によつて、法的保護が図られるべきである（最高裁昭和四三年（オ）第九三二号同四八

年一二月一二日大法廷判決・民集二七巻一一号一五三六頁参照<sup>8)</sup>）。しかし、人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によつて害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがないよう望むことのあるのは、その心情として当然であるとしても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、かえつて相手方の信教の自由を妨げる結果となるに至ることは、見易いところである。信教の自由の保障は、何人も自己の信仰と相容れない信仰をもつ者の信仰に基づく行為に対して、それが強制や不利益の付与を伴うことにより自己の信教の自由を妨害するものでない限り寛容であることを要請しているものというべきである。このことは死去した配偶者の追慕、慰靈等に関する場合においても同様である。何人かをその信仰の対象とし、あるいは自己の信仰する宗教により何人かを追慕し、その魂の安らぎを求めるなどの宗教的行為をする自由は、誰にでも保障されているからである。原審が宗教上的人格権であるとする静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認めることができない性質のものである。

### 3 背景と評価

以上三つの最高裁判例（三菱樹脂事件を含めれば四つ）によって、現行憲法下における宗教被害の救済可能性につき、その限界等の訴訟構造の定式化が図られ、80年代以降の宗教被害救済の裁判実務に大きく影響を与えた。

## 二 創出期から確立期へ

一連の最高裁判例によって、宗教被害事件についての救済可能性が示唆されたことにより、1980年代後半から靈感商法被害に関する民事訴訟が相次ぐことになるが、多くは判決前の和解で終了し、初判決は、献金被害事例④の1994年となる。その後は、同種の判決が相次ぐことになり<sup>9)</sup>、2000年以降の伝道・勧誘被害の判例につながった（⑤⑥⑦など<sup>10)</sup>）。

## 1 民事事件

### ④統一協会献金違法事件（福岡地裁平成6年5月27日判決<sup>11)</sup>）

「一般に、特定宗教の信者が存在の定かでない先祖の因縁や靈界等の話を述べて献金を勧誘する行為は、その要求が社会的にみても正当な目的に基づくものであり、かつ、その方法や結果が社会通念に照らして相当である限り、宗教法人の正当な宗教的活動の範囲内にあるものと認めるのが相当であって、何ら違法でないことはいうまでもない。しかし、これに反し、当該献金勧誘行為が右範囲を逸脱し、その目的が専ら献金等による利益獲得にあるなど不当な目的に基づいていた場合、あるいは先祖の因縁や靈界の話をし、そのことによる害悪を告知するなどして殊更に相手方の不安をあおり、困惑に陥れるなどのような不相当な方法による場合には、もはや当該献金勧誘行為は、社会的に相当なものとはい難く、民法が規定する不法行為との関連において違法の評価を受けるものといわなければならぬ。」

「非営利団体である宗教法人の信者が第三者に損害を与えた場合に、その信者が右宗教法人との間に被用者の地位にあると認められ、かつ、その加害行為が宗教法人の宗教的活動などの事業の執行につきなされたものであるときは、右宗教法人は、右信者の加害行為につき民法七一五条に定める使用者責任を負うものと解するのが相当である。なぜなら、宗教法人に民法七一五条の適用を排除する合理的な理由はなく、また、代表役員その他の代表者の行為による宗教法人の損害賠償責任を定めている宗教法人法一一条の規定も宗教法人につき民法七一五条の適用を排除するものとは解されないからである。」

### ⑤統一協会伝道等違法事件（広島高裁岡山支部平成12年9月14日判決<sup>12)</sup>）

世界基督教統一神靈協会の信者らによる靈感商法などの違法な行為について統一協会の使用者責任が認められた事例

「二 控訴人に対する不法行為の成否

宗教団体が、非信者の勧誘・教化する布教行為、信者を各種宗教活動に

従事させたり、信者から献金を勧誘する行為は、それらが、社会通念上、正当な目的に基づき、方法、結果が、相当である限り、正当な宗教活動の範囲内にあるものと認められる。しかしながら、宗教団体の行う行為が、専ら利益獲得の不当な目的である場合、あるいは宗教団体であることをことさらに秘して勧誘し、徒らに害悪を告知して、相手方の不安を煽り、困惑させるなどして、相手方の自由意思を制約し、宗教選択の自由を奪い、相手方の財産に比較して不当に高額な財貨を献金させる等、その目的、方法、結果が、社会的に相当な範囲を逸脱している場合には、もはや、正当な行為とは言えず、民法が規定する不法行為との関連において違法であるとの評価を受けるものというべきである。

而して、前記認定したところによれば、一の2の一連の行為は、個々の行為をみると、一般の宗教行為の一場面と同様の現象を呈するものと言えなくもないものもあり、また控訴人は主觀的には自由意思により決断しているようにみえるが、これを全体として、また客觀的にみると、被控訴人の信者組織において、予め個人情報を集め、献金、入信に至るまでのスケジュールも決めた上で、その予定された流れに沿い、ことさらに虚言を弄して、正体を偽って勧誘した後、さらに偽占い師を仕立てて演出して欺罔し、徒に害悪を告知して、控訴人の不安を煽り、困惑させるなどして、控訴人の自由意思を制約し、執拗に迫って、控訴人の財産に比較して不当に高額な財貨を献金させ、その延長として、さらに宗教選択の自由を奪って入信させ、控訴人の生活を侵し、自由に生きるべき時間を奪ったものといわざるを得ない。

なお、本件においては、控訴人がマインドコントロールを伴う違法行為を主張していることから、右概念の定義、内容等をめぐつて争われているけれども、少なくとも、本件事案において、不法行為が成立するかどうかの認定判断をするにつき、右概念は道具概念としての意義をもつものとは解されない（前示のように、当事者が主觀的、個別的には自由な意思で判断しているように見えても、客觀的、全体的に吟味すると、外部からの意図的操作により意思決定していると評価される心理状態をもって「マイン

「ドクトロール」された状態と呼ぶのであれば、右概念は説明概念にとどまる。

そうすると、本件において、被控訴人の信者組織のメンバーが周到に計画したスケジュールに従って、有機的に連携してなした一連の行為が宗教的行為と評価しうるとしても、その目的、方法、結果が社会的に相当と認められる範囲を逸脱しており、教義の実践の名のもとに他人の法益を侵害するものであって、違法なものというべく、故意による一体的な一連の不法行為と評価されることとなる。」

そのうえで、

#### 「4 精神的損害

控訴人は、被控訴人の信者らが有機的一体としてなした不法行為によって、宗教選択の自由を不当に侵害されたうえ、その人格権を侵害され、正常な日常生活を回復した後で回顧すれば、靈感商法等の反社会的経済活動をする集団に心ならずも所属しその一員として活動することとなつたことにつき自責の念に苛まれ、被控訴人の信者組織からの勧誘行為に端を発して棄教するまでの間、貴重な人生の日々を控訴人にとっては後悔のみ残る時間としてしか過ごせないことを余儀なくされたものとして、耐え難い悔しさを残していることが認められるところ、控訴人を慰謝するには一〇〇万円を下回らない慰謝料をもって相当とすべきことは明らかである。」

#### ⑥ホームオブハート事件（東京地裁判決平成19年2月26日判決<sup>13)</sup>）

自己啓発セミナーの主催者によるマインドコントロールが違法であるとしてセミナー生からの損害賠償請求及び慰謝料請求が認容された事例

「被告乙山、被告丙川及び被告丁原は、セミナー生の積極財産の全部を被告ホームオブハートに提供させることはもちろんのこと、当該セミナー生の借入能力（貸金業者等がある程度機械的に設定する与信限度額に基づくものであって当該セミナー生の弁済能力は考慮されていない。）をフル活用し、複数の貸金業者やクレジット業者から借入限度額満額の借入

（利用限度額満額の商品購入を含む。）をさせてその全額を被告ホームオブハートに提供させること（全財産と全信用能力を被告ホームオブハートに提供させること）を、共謀の上、企てていたものとみるのが相当である。

このような企ての実現のために、前記被告らは、被告ホームオブハートが癒しの商品やサービスを提供する会社であるかのように装つて、悩みをかかえている女性に被告乙山以外の女性スタッフを接近させ、具体的な悩みの内容とその原因、経歴、家族関係その他の個人情報を聞き出し、被告乙山のコンサートなどに参加させた機会に、精神医学や心理学の知識を基礎とする自己啓発セミナーのノウハウを流用して、前記個人情報をもとに被告乙山がその者の悩みとその原因、解消法を本人がいかにもそのとおりだと納得してしまうように言い当て、その不安を煽り、困惑させて、このような罠にひっかかる女性の出現を待つことを共謀していたものとみるのが相当である。

そして、このようにして罠にひっかかりセミナーに参加するようになった女性に対しては、さらに、精神医学や心理学の知識を基礎とする自己啓発セミナーのノウハウを流用してマインドコントロールを施し、被告乙山の言うことを聞かなかつたり、セミナーへの参加を止めたりすると、地獄のようなつらい人生を送ることになると信じ込ませ、猜疑心を持たないようすにすべきこと、思考を止めるべきこと並びに所持金が底をつくこと及び借金が返せなくなることに対する恐怖感をなくすべきであることという考え方を刷り込み、被告乙山らの指示するとおり所持金や借入金を被告ホームオブハートに支払ってくれる人間に改造していくたとみるのが相当である。

また、このようにマインドコントロールされた状態を維持するために、思考を停止する訓練を継続させ、フィードバックやセラピーにより被告乙山の言うことが正しいと思いつこませ続けたものと推認するのが相当である。

（2）（1）に記載したような目的及び手法をもってマインドコントロールされた状態に意図的に陥れる行為は、社会通念に照らし、許容される余

地のない違法行為であることは、明らかである。

精神医学や心理学の知識を濫用してはならないことは当然のことであつて、これらの知識を濫用して他人の心を傷つけることが、およそ血の通つた人間のやるようなことではないことは、論をまたないところである。他人に考える余裕や反論する余裕を与えずに、特定の考え方、価値觀に基づき集団で長時間一人の相手を罵倒し続けることは、精神的な拷問に等しく、相手の心に深い痛手を永遠に残すことになるのであって、このような行為がおよそ血の通つた人間のやるようなことではないことも、また、論をまたないところである。

(3) そうすると、被告乙山らの指示に基づき実施された、平成一四年七月の被告ホームオブハートのスタッフによる原告に対するM A S A Y A コンサートへの勧誘に始まる原告へのセミナー等への参加の勧誘、商品及び施設会員権購入の勧誘並びにオーガニックビレッジへの出店の勧誘行為は、原告にマインドコントロールを施し、その状態を維持する意図に基づく一連の行為であつて、平成一四年七月の最初から全部違法な行為と評価されるべきものである。したがつて、平成一四年七月のコンサート費用の支払（別紙二の1）に始まる原告の被告ホームオブハートに対する前記認定の金銭支払行為は、被告乙山らの違法行為がなければ発生しなかつた支出であつて、原告に現実に生じた支出の限度において、その全額が被告乙山らの前記違法行為と相当因果関係のある損害に該当するものというべきである。」

## 「二 慶謝料

(1) 前記認定事実によれば、原告は、被告らの一連の違法行為により、マインドコントロールされた状態に意図的に陥れられ、罵倒句を浴びせかけた上で五体投地の姿勢で叩かれ続ける集団的恫喝（フィードバック）を継続的に受けるなど、激しい精神的苦痛を受けたものである。

精神医学や心理学の知識を濫用したり、他人を意図的にマインドコントロールされた状態に陥れる行為が著しく反社会的な行為であることは言うまでもない。また、考える余裕や反論する余裕を与えずに、集団で長時間

一人の相手を罵倒し続けることは、精神的な拷問に等しく、半永久的に被害者的心に深い痛手を残すことになり、これまた、極めて非人間的な行為であるというほかはない。

原告がセミナー等において受けた暴力的、恫喝的行為による精神的損害を慰謝するための慰謝料の額は、その被害の期間、程度、加害者の反社会的な意図、本件訴訟においても事実関係を全く認めようとしない加害者の態度等を総合すると、一〇〇万円を下ることはないものというべきである。

(2) 前記認定事実によれば、原告は、被告らの一連の違法行為により、(1)で説示した被害のみならず、原告の生活の全面にわたるマインドコントロールを受けた結果、家庭の崩壊から離婚に至り、かつ、被告ホームオブハートのような反社会的集団に一時的にせよ所属していたということを理由に、離婚に際して娘の親権を得ることができず、娘と面接交渉することすら元夫に拒否されるという状態に陥れられたものである。また、原告は、被告らの一連の違法行為により、マインドコントロールに陥らされた状態下で、弁済のあてがないことが明らかであるのに、多額の借金やクレジットカード等を利用した商品購入を無謀にもさせられ、これらの債務を返済していくことができず、その結果自己破産のやむなきに至らされたものである。

原告が離婚に追い込まれたばかりか、娘に会うことすらできない状態に置かれ、自己破産にも追い込まれたことによる精神的損害を慰謝するための慰謝料の額は、その被害の程度、加害者の反社会的な意図、本件訴訟においても事実関係を全く認めようとしない加害者の態度等を総合し、実額の厳密な証明ができないクレジット会社等への支払による損害の発生の事実も若干加味すると、一〇〇万円を下ることはないものというべきである。

(3) 以上によれば、原告に生じた慰謝料は(1)と(2)の合計の一〇〇万円であり、この限度で原告の慰謝料請求は理由がある。」

## ⑦統一協会伝道違法事件（札幌地裁平成24年3月29日判決<sup>14)</sup>）

### 第4 統一協会の信者の伝道・教化活動の違法性

1 前記のとおり、わが国の社会一般の倫理観・価値観においては、人は故なき隸属から解放されるべきであるから、信仰による隸属は、あくまで、自由な意思決定を経たものでなければならない。信仰を得るかどうかは情緒的な決定であるから、ここでいう自由な意思決定とは、健全な情緒形成が可能な状態でされる自由な意思決定であるといふことができる。

したがって、宗教の伝道・教化活動は、自由な意思決定を歪めないで、信仰を受け入れるという選択、あるいは、信仰を持ち続けるという選択をさせるものでなければならない。

2 伝道活動についてみると、信仰を受け入れさせるという宗教の伝道活動は、まず第一に、神の教えであること（教えの宗教性あるいは神秘性）を明らかにした上で相手方に信仰をさせようとするものでなければならぬとすべきである。神秘と事実を混同した状態で信仰をさせることは、神秘に帰依するという認識なしに信仰をさせ、自由な意思決定に基づく（ママ）ない隸属を招くおそれがあるため、不正な伝道活動であるといわなければならない。

次に、入信後に特異な宗教的実践が求められる場合、その宗教の伝道活動においては、入信後の宗教的実践内容がどのようなものとなるのかを知らせるものでなければならないとすべきである。信仰をさせた後で初めて特異な宗教的実践を要求することは、結局、自由な意思決定に基づかぬ隸属を強いるおそれがあるため、不正な伝道活動であるといわなければならない。

3 次に、教化活動についてみると、信仰を維持させるという宗教の教化活動の場面においても、歪んだ形で情緒を形成させることは許されない。人は、信者以外の家族や友人・知人とのつながりにより常に情緒面での変化を遂げるから、一旦得た信仰であっても、これをいつまでも持ち続けるとは限らない。これは仕方のないことである。信仰の維持を強制するため、人の情緒面での変化をもたらす家族や友人・知人との接触を断ち切

り、歪んだ形で情緒を形成させ、信仰を維持させることは、不正な教化活動であるといわなければならない。

また、宗教教義の実践をさせるという教化活動においては、不安や恐怖を煽つてどのような宗教教義の実践をさせてても良いと考えることはできない。

もともと、旧約聖書の神（ヤハウェ）は、祈りの放棄や棄教といった裏切りに対し苛烈な罰を課する神であるから、旧約聖書に基づく一神教において、このような信仰の怠りに対する罰（救済は否定され永遠の地獄で苦しむことになる等）を教えること自体は、いわば当然の帰結となる。

その結果、信者が罰を怖れて祈りを実践し棄教を思い止まり、そのことが信仰を維持させる力となっていることは否定できないが、そのような罰の教えにとどまるのであれば、現代社会でも、不当なものとすることはできない。

しかし、金銭拠出の不足を信仰の怠りとする教化活動の是非となると問題は別である。祈りをするしないは純粋に人の内面にとどまる問題であるが、金銭拠出の不足を信仰の怠りとした場合、これによって生ずる問題は人の内面にとどまらない。信者は、救済が否定されてしまう不安や恐怖に煽られ、金銭拠出に不足が生じないよう、貴重な蓄えを宗教団体に差し出して経済的困窮に陥るかもしれないし、どのような手段を講じても金銭を手に入れようとするかもしれない、社会的に看過できない事態が生じるそれが強いからである。

したがって、金銭拠出の不足を信仰の怠りとし、そのことが救済の否定につながるとの教化活動は、その程度が行き過ぎとみられる場合には、やはり不正なものといわざるをえない。

### 4 統一協会の信者による伝道活動について

(1) 既に見たとおり、統一協会の信者が原告に対し組織的に行つた一連の伝道活動は、宗教性を秘匿しながら、手相、家系図、姓名判断などの運勢鑑定を用いたり、靈界や因縁を語つて恐怖心を煽ることをも厭わないで、原罪や靈界・因縁が実在する害悪であり、統一原理が教義ではなく

真理であると信じ込ませる手法で行われている。

(2) また、入信後は、人生と財産を差し出し、経済活動に従事するとの特異な宗教的実践が求められ、多額の集金に成功することが信仰の証しだるとされる組織体系に組み入れられることになるが、原告らに対しては、そのことを知らせないで、とにかく統一協会の信仰を持つよう伝道がされた。

(3) 前記第1章及び第3章の事実認定からも明らかなどおり、統一協会の信者が原告らに行わせたマイクロ活動は、客観的にみれば、労働基準法を無視した過酷な労働環境の下、虚偽の事実を告げて物品を販売するというものである。さらに、前記第3に説示のとおり、統一協会の信者が求める金銭の拠出は、性急かつ過剰であり、相手方の経済状態を考慮しないという意味で情け容赦がない。マイクロ活動に従事させたり性急かつ過剰な金銭拠出を求める行為は、経済的収奪といい得るものである。

(4) 結局、統一協会の宗教的実践とは、多額の集金が信仰の証しであるとされ、自分自身も経済的収奪を受ける組織体系に組み込まれることを意味するが、原告らは、そのような組織体系に組み入れられることを全く知らされていて信仰を植え付けられ、そのような組織体系に組み入れられることを拒絶することができなかつたのである。

(5) 被告は、伝道の過程において、いつどのような態様で伝道内容が宗教であることを明かすかは、信教の自由の一内容として、宗教団体が自由に決めて良いのであり、偏見を持たずに統一原理を一通り学んでもらつた上で信仰を受け入れるかどうか判断してもらう必要があったから、宗教性を明らかにしないで伝道することも許される旨を主張する。しかし、既にみたとおり、宗教性を秘匿して人に信仰を植え付ける行為は、自由な選択に基づかない隸属を招くおそれのが強い。特に、統一協会の場合、入信後の宗教的活動が極めて特異で収奪的なものであるから、宗教性の秘匿は許容し難いといわざるをえない。

## 5 統一協会の信者による教化活動について

(1) 既にみたとおり、統一協会の信者は、教化活動の様々な場面にお

いて、原告らに対し、心理的に、家族や友人・知人との接触を怖れるよう仕向け、必要とあれば「対策」と称して、物理的にも、家族や友人・知人との接触を妨げ、原告らが信者以外の者と感情を共有することを禁じている。

心理的に家族との接触を怖れるよう仕向ける方法は、恐怖心を利用したものである。原告らは、先祖の因縁を清算する使命があり、その使命を果たさなければ先祖も現世の家族も苦しみ続けると教えられるが、現世の家族はサタンとつながっている（サタンの支配下にある）ため原告らを棄教させようと企てていると教えられるから、結局、家族との交流を保って棄教させられると使命が果たせず、先祖も現世の家族も苦しみ続けるとの恐怖心が生じ、家族との健全な交流が断絶させられる結果、情緒の形成が歪められ、信仰を持ち続けるように仕向けるのである。

(2) また、原告らは、献金や物品購入による金銭拠出の不足が信仰の怠りにつながり、救済（先祖、自分自身及び現世の家族の罪の清算）の否定につながるとする教化活動を継続的に受けていたことが明らかである。原告らは、救済の否定という不安や恐怖に煽られ、献金や物品購入の目標額に不足が生じないよう、自分自身の貴重な蓄えを取り崩したり、嘘をついて家族の蓄えを取り崩させたり、嘘をついて他人に物品販売をしたり、高利金融業者から金を借りるなどしているのである。

## 6 まとめ

以上のとおりであつて、統一協会の信者が原告らに対して行った伝道活動は、宗教性や入信後の実践内容を秘匿して行われたもので、自由意思を歪めて信仰への隸属に導く不正なものであるし、統一協会の信者が原告らに対して行った教化活動は、家族等との交流を断絶させ、金銭拠出の不足が信仰の怠りであり救済の否定につながると教えて信仰を維持させ、特異な宗教的実践を継続させようとする不正なものである。

そして、前記第2においてみたとおり、これら不公正な伝道・教化活動は、原告らに財産を差し出させ、原告らを集金活動に従事させるという特異な宗教的実践を強制するものであり、客観的にみれば、統一協会が經濟

的利益を獲得する目的で行われたといわざるをえない。原告らに対する伝道・教化活動と同様の手法で、經濟取引の勧誘が行われたとすれば、そのような勧誘はわが国の法律では取締りの対象とさえなるのである。

したがって、統一協会の信者が原告らに対して行った伝道・教化活動は、社会的相当性の範囲から著しく逸脱する民事上違法な行為であるといわなければならない。

## 2 刑事事件＝オウム真理教をめぐる一連の判例群

民事事件の判例と前後し、1995年3月の地下鉄サリン事件をきっかけに、オウム真理教事件に関する多くの刑事判決が出されることになった。

以下は参考となる主なオウム関連の刑事判決の紹介である。

### ⑧落田耕太郎さん殺害事件（東京地裁平成8年6月26日判決<sup>15)</sup>）

オウム真理教元信者の被告人が被害者と共に母親を連れ出そうと教団施設内に入ったところを見つかって取り押えられ、教団施設内の一室に連行され両手錠を掛けられたまま教団幹部らに取り囲まれる中、教団代表者から被害者を殺さなければ被告人も殺すと言われ、被害者を殺害した事案につき、過剰避難が成立するとされた事例（懲役三年、執行猶予五年）

「被告人がD殺害を決意し、これを実行した際の具体的状況は、前記認定のとおり、外部と隔離した教団施設内において、両手に前手錠を掛けられ、教団の教祖たるAの面前において、Aを絶対視する一〇名近くの教団幹部に周りを囲まれる中で、AからDを殺害するように言われ、それができなければ被告人を殺すと言われて脅されるなどしたというものであり、身体の自由を拘束され、また、被告人の生命に対する危険性も全くなかつたとはいえない状況であったことは認められるものの、他方、前述のとおり被告人の生命に対する危険性は未だ間近に切迫しておらず、被告人がDの殺害行為を拒否したとしても、ただちに被告人の生命が危うくなるような緊迫した状況にはなかったと認められるうえ、被告人の周囲を教団幹部が取り囲んでいたとしても、この時点では、Aは、口頭で被告人に対しDを殺害するように説得している状態であり、被告人に凶器を突き付けるな

どして有無を言わせずDの殺害を迫るといった状況にもないのであるから、当時の被告人が心理的な強制下にあったとは認められない」「してみると、右のような状況においては、たとえDの殺害が被告人の身体の拘束を解く条件であったとしても、被告人としては、これを拒否するなどしてD殺害を回避しようとしている、あるいはAに対してDの助命を嘆願し、翻意を促すなど、その場でDを殺害しないでも済むような努力をすることができたと考えられ、被告人に対し、D殺害行為に出ないことを期待することは可能であったと認められるし、被告人の立場を一般通常人に置き換えて、本件の具体的状況の下では、D殺害行為に出ないことを期待することは可能であったと認められるのである。

3 以上の次第で、被告人に対しては、D殺害行為に出ないことを期待することが可能であり、適法行為の期待可能性が存在していたと認められるのであるから、被告人のD殺害行為について、種々の状況に照らして、被告人の責任が減少することはあり得ても、その責任が阻却されることはないというべきである。

## 第四 結論

これまで検討したとおり、被告人が本件殺害行為を決意し、その実行に及んだ時点においては、被告人の生命に対する現在の危難が存在せず、この点について被告人に誤想もないであるから、被告人の本件殺害行為は、緊急避難、誤想避難のいずれにも該当せず、また、右時点において、被告人には、適法行為の期待可能性も存在したと認められるから、その責任も認められるが、被告人の本件殺害行為が過剰避難に該当することは前述のとおりであるから、この限度において弁護人の主張は理由があるといるべきである。

### ⑨井上判決（殺人、殺人未遂、爆発物取締罰則違反、火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反、逮捕監禁致死、死体損壊被告事件）

#### ⑨－1 東京地裁平成12年6月6日判決<sup>16)</sup>

検察官の死刑の求刑に対して無期懲役刑を言い渡した事例

もともと他者の存在により、あるいは特定の組織、団体の構成員である

ということから、単独では到底できないような犯行への関与に及び、あるいはその程度を強める傾向は、一般的な共犯関係にもみられるところであり、マインドコントロールの影響下にあったことをもって、責任能力が軽減されるとするためには、その者が本来的には行為の善悪の判断自体を十分行い得るものである以上、それにもかかわらず善悪の区別を考えたり、あるいはその判断に従った行動をとることが、少なくともマインドコントロールされた状態にあったという理由から著しく困難であったことを要する筋合いのものである。すなわち、マインドコントロールの故をもって責任能力の著しい減退を認めるには、個人が強力な心理的拘束を受け、権威者の指示・命令に、そう命じられたという理由それだけから唯々諾々と従うような状態にあることを要すると解すべきである。

3 そこで、被告人の具体的な心理状態について、証拠に照らして検討するに、マインドコントロール的なものによる影響を受けた結果として、前記1のような傾向が被告人にも見受けられ、西田鑑定のように、被告人の心理状態が「自らの自己決定を放棄せざるを得ない状況になり、Dによって被告人の行動は操られることになった」と、ある程度までは認められるとしても、それが絶対服従ないしDの指示に従わないことがおよそ不可能というべき段階にまで至っていたとは本件証拠からは認めることができない。」

「マインドコントロールについては、前示したとおりであり（第八）、被告人は、本件各犯行当時、教団内にあってDから心理的拘束を受け、その命令や意思に反することが心理的にかなり困難な状況にあり、そのような事情は量刑にあたっては一定限度で考慮することができるといえよう。

もっとも、さらに検討すると、Dが説く教義や修行の内容をみれば、教団が武装化を進め、ポアと称して人の生命を奪うことまで容認するような趣旨でヴァジラヤーナの教義を唱えるに至った時点においては、最早それらが著しい反社会性や違法性を有するものであることは明白であって、通常人であれば、殺人さえも正当化するような教団に従って、違法行為や反社会的行為を行うことが許されざるものであることに、容易に気付いてし

かるべきであり、被告人にも、それに気付く機会が折に触れて存在していた。それにもかかわらず、被告人は、解脱、悟りを得たいとの強い欲求等からその機会を見過ごし、あるいはこれに気付きながらもなお、自己の判断で教団に残ったのであるから、本件各犯行時まで教団にとどまり、各犯行に加担する事態に至ったことは、結局のところ、被告人が自ら選択したことの帰結である。このような観点からすれば、被告人が心理的拘束下にあつたことを、特段有利な情状として考慮することは本来相当でないといふべきであろう。

しかし、被告人は、高校二年の十六歳の時にオウム真理教に入信し、高校を卒業した直後に出家をし、大学一年の夏休み前まで教団施設から大学に通ったのみで、その後は、専ら教団内で生活し、一般の社会人としての経験は全くない。そして、被告人は、もともと解脱、悟りを早く得たいとの強い欲求があり、入信後は、できるだけ早く解脱、悟りに達し、社会を救済したいと考え、Dを信じて、人一倍熱心に修行に励んでいた。被告人が入信し、さらに出家した当時のオウム真理教は、まだ武装化など反社会的性格を顕著に示してはおらず、被告人が、当初Dを信じ、Dに従っていたことを一方的に強く非難することはできない。その後、Dを信じていた被告人は、オウム真理教が武装化を始め、反社会的集団に変貌していく中で、自己に課されるワークの内容や修行内容に対して、疑問を持ったり、教義と自己の価値判断等との間で葛藤しながらも、結局は、Dを信じ、Dに従ってきたのであるが、被告人がこのような葛藤の中で、Dを否定することは、入信や出家までの間にそれなりの社会経験を有し、社会的地位や家庭を築いてきた者と比較すれば、より困難であったことは否めないところである。被告人にとっては、高校卒業後に修行者となることを選択して出家し、両親の下を離れて以来、修行、生活の場としていた教団こそが、被告人が社会経験を積み、人間的に成長して行く世界となつたはずだったのである。このような被告人が、Dやそれまでの自己の修行を否定することは、自分の社会経験をすべて否定することにつながり、必ずしも容易なことではなかつたであろうことは、率直に認めざるを得ない。

そうすると、このようなDの影響下から離脱することの困難性は通常の者と比較して程度問題に過ぎないから、それをもって責任能力や期待可能性の存否に影響を与えるまでのものではないことはもとよりであるが、本件各犯行当時、被告人が置かれていた状況や心理状態は、被告人にとって有利な情状の一つとして、決して過大視はできないものの、それなりに評価することが相当である。」

#### ⑨-2 東京高裁平成16年5月28日判決<sup>17)</sup>

無期懲役刑とした原判決を事実誤認を理由に破棄し死刑を言い渡した事例  
被告人は、教団で絶対的権限を持つ乙川の指示命令に従って次々と犯罪を重ねたわけであるが、組織の教義及び絶対権限者のマインドコントロールの影響を受けたことが関係するとしても、このような点はさして酌むに値しない。なんとなれば、被告人は、乙川の指示命令の内容が凶悪な犯罪に当たることが明白であるのに、一般社会や一般市民を顧みず、乙川の指示命令に従うことが善行を施し、教団の教義にかなうものであるなどとして犯行を正当化したものであり、教団の教義あるいは乙川の影響から抜けられないときには、同種犯行に及ぶおそれを否定できないからである。そのマインドコントロールの影響の程度についてみると、乙川からCを介して自衛隊によるクーデターの遂行を指示されたときにこれを拒否したり、乙川から直接下向信者をポアしろと殺害を指示されたときにもこれに応じなかつたりしていることなどにかんがみると、影響力は支配的なものではない。

#### ⑩ オウム真理教死刑囚判決一覧

以下参考までに、13人の死刑囚についての39の判決を表としてまとめてみた。いずれも筆者の調査によるものであり、表作成の責任は筆者にある。なお3（井上一審）と19（井上二審）は、⑨-1、9-②と同じである。

	死刑囚	享年	入信	裁判所	判決日	執行日	場所	備考	掲載誌
1	宮前一明	57	25	東京地裁	1998/10/23	2018/7/26	名古屋		判タ1008
2	横山真人	54	25	同	1999/9/30	2018/7/26	名古屋	再審中	判タ1029
3	井上嘉浩	48	16	同	2000/6/6	2018/7/6	大阪	再審中	判タ1091

4	小池泰男	60	29	同	2000/6/29	2018/7/26	仙台	再審中	同
5	豊田亨	50	18	同	2000/7/17	2018/7/26	東京	再審中	同
6	広瀬健一	54	23	同	2000/7/17	2018/7/26	東京	再審中	同
7	端本悟	51	20	同	2000/7/25	2018/7/26	東京		同
8	早川紀代秀	68	36	同	2000/7/28	2018/7/6	福岡	再審中	
9	宮前一明	57	25	東京高裁	2001/12/13	2018/7/26			判タ1081
10	新実智光	54	21	東京地裁	2002/6/26	2018/7/6	大阪	再審中	判時1795
11	遠藤誠一	58	26	同	2002/10/11	2018/7/6	東京	再審中	判例秘書
12	横山真人	54	25	東京高裁	2003/5/19	2018/7/26			同
13	端本悟	51	20	同	2003/9/18	2018/7/26			
14	中川智正	55	25	東京地裁	2003/10/29	2018/7/6	広島	再審中	ウェスト
15	小池泰男	60	29	東京高裁	2003/12/5	2018/7/26			
16	土谷正実	53	24	東京地裁	2004/1/30	2018/7/6	東京		第一法規
17	松本智津夫	63	28	同	2004/2/27	2018/7/6	東京	再審中	判タ1151
18	早川紀代秀	68	36	東京高裁	2004/5/14	2018/7/6			
19	井上嘉浩	48	16	同	2004/5/28	2018/7/6			判タ1170
20	豊田亨	50	18	同	2004/7/28	2018/7/26			
21	広瀬健一	54	23	同	2004/7/28	2018/7/26			
22	宮前一明	57	25	最高裁	2005/4/7	2018/7/26			判タ1181
23	新実智光	54	21	東京高裁	2006/3/15	2018/7/6			判タ1223
24	松本智津夫	63	28	同	2006/3/27	2018/7/6			判タ1232
25	土谷正実	53	24	同	2006/8/18	2018/7/6			
26	松本智津夫	63	28	最高裁	2006/9/15	2018/7/6			判タ1232
27	遠藤誠一	58	26	東京高裁	2007/5/31	2018/7/6			
28	中川智正	55	25	同	2007/7/13	2018/7/6			
29	横山真人	54	25	最高裁	2007/7/20	2018/7/26			判例秘書
30	端本悟	51	20	同	2007/10/26	2018/7/26			同
31	小池泰男	60	29	同	2008/2/15	2018/7/26			同
32	早川紀代秀	68	36	同	2009/7/17	2018/7/6			
33	豊田亨	50	18	同	2009/11/6	2018/7/26			同
34	広瀬健一	54	23	同	2009/11/6	2018/7/26			同
35	井上嘉浩	48	16	同	2009/12/10	2018/7/6			最判集299
36	新実智光	54	21	同	2010/1/19	2018/7/6			最判集300
37	土谷正実	53	24	同	2011/2/15	2018/7/6			判例秘書
38	中川智正	55	25	同	2011/11/18	2018/7/6			最判集305

39 遠藤誠一	58	26	同	2011/11/21	2018/7/6			同
---------	----	----	---	------------	----------	--	--	---

### 3 背景と評価

オウム真理教事件での死刑判決が出そろった2011年ころまでの時期で、民事事件も刑事事件も、不法・違法な行為の争点がほぼ出尽くし<sup>18)</sup>、この時期は、宗教被害判例の確立期であると同時に、成熟期とも評価できよう。

## 三 流動期（現在）

ところがほぼ確立したかに見えた判例が、近時、同種事件であるにもかかわらず結論が異なる例が見られるようになり、裁判官により結論が左右されることに不公平感を感ずる状況が生じている。

民事事件の例として献金後に「献金放棄」の書面が作成された事案、刑事事件の例としてⅠ型糖尿病の未成年者についてインシュリン注射を打たせず死亡させた事案を紹介する。いずれも結論が正反対になった事案である。

### 1 民事事件

⑪統一協会町田家庭教会献金等違法事件（東京地裁令和2年2月28日判決<sup>19)</sup>）

被告■■は、原告の意思を確認せず、原告がその他の献金の返還請求を含む請求をしないことを約する旨の本件清算条項を入れた本件合意書<sup>20)</sup>を作成した上、本件合意書の内容について説明しないまま原告に本件合意書への署名押印をさせている。そうすると、本件清算条項は、原告においてその他の献金に関して返金を求める考えすらなかったことに乘じて、何らの説明もなしに原告にその他の献金に関する請求権を放棄させるものであって、その他の献金の金額が少なくとも362万円（被告家庭連合において収受した献金等である受講料18万円、先祖供養40万円、靈肉祝福等304万円の合計額）に上ることも考慮すると、公序良俗に反し無効というべきである。

⑫統一協会浦和教会献金等違法事件（東京地裁令和3年3月1日判決<sup>21)</sup>）

「宗教団体の信者がその教義に従うことは、まさに宗教的行為の実践そのものなのであって、原告が進んで被告家庭連合の教義に従って振る舞っていたとしても、そのことをもって公序良俗違反の根拠にはならないのであるから、原告が本件念書の作成までの間に献金等として3000万円を超える支出をしていたことを考慮しても、本件念書<sup>22)</sup>における原告の意思表示が公序良俗に違反すると認めるには足りない。よって、原告のこの点の主張も採用できない。」

（5）以上によれば、原告と被告家庭連合との間の不起訴合意により、原告の被告家庭連合に対する本件念書作成までの間の献金等（献金等番号1から12まで）に関する不法行為に基づく損害賠償請求（請求額合計3529万円）については、訴えの利益を欠き、訴えが不適法であるというべきである。」

### 2 刑事事件

⑬真光元（次世紀ファーム）事件（岐阜地裁平成21年2月18日判決<sup>23)</sup>）

被告人が適切な医療措置を講じさせる指示をしていたとしても、死亡の結果を回避することが合理的な疑いを超えて確実であったとは認められないとして、過失致死の公訴事実について無罪の言渡しをし、薬事法違反にのみ有罪とした事例（一部無罪）（懲役1年及び罰金50万円、執行猶予3年）<sup>24)</sup>

「E（被害者）は研究所に滞在する2,3日前に、自ら研究所にインスリンを持って行かないと言いました。J（被害者の母）は、研究所にはFのパワーがあり、それでEの病状が改善するものと信じていたことから、Eの意向を尊重してインスリンを持っていかせないことにしたが、夫にはそれを黙っていた。Eが最後にインスリンを注射したのは、（平成17年）7月14日又は15日の朝であった」

「Jが、Eの病気が現代の医学では不治のものであり、生涯インスリン注射を継続しなければならないという現実に直面して、Eの苦痛を軽減してやりたいという思いから、現代医学以外の治療方法に深い関心を持つよ

うになったこと、被告人から勧められたYでEの体調が良くなつたように思われたことなどから被告人に全幅の信頼を置き、同時に被告人の加入するW神社の信仰にも深く傾倒して、Yの効能と、宗祖であるFのパワーによってEの病気が治るという根拠のない確信を抱いていたことなどを前提としてはじめて理解が可能なものであり、少なくともJがそのように信じて行動していたことについて疑うべき点は見当たらない。したがつて、Jの供述中、これらの点についてはむしろ信用性が高いものと評価できる。ただし、Jがそのような確信を抱くに至った理由が、Jのいうようにすべて被告人の言動によるものであるか否かについては、なお慎重な検討が必要と思われるが、少なくとも、本件争点の判断に必要とされる前記認定の限度においては、疑いなく認められるものと判断した。」

⑭最高裁第2小法廷令和2年8月24日決定<sup>25)</sup>

生命維持のためにインスリンの投与が必要な1型糖尿病に罹患した幼年の被害者の治療をその両親から依頼された者が両親に指示してインスリンの投与をさせず被害者が死亡した場合について母親を道具として利用するとともに不保護の故意のある父親と共に謀殺した殺人罪が成立するとされた事例<sup>26)</sup>

上記認定事実によれば、被告人は、生命維持のためにインスリンの投与が必要な1型糖尿病に罹患している幼年の被害者の治療をその両親から依頼され、インスリンを投与しなければ被害者が死する現実的な危険性があることを認識しながら、医学的根拠もないのに、自身を信頼して指示に従っている母親に対し、インスリンは毒であり、被告人の指導に従わなければ被害者は助からないなどとして、被害者にインスリンを投与しないよう脅しめいた文言を交えた執拗かつ強度の働きかけを行い、父親に対しても、母親を介して被害者へのインスリンの不投与を指示し、両親をして、被害者へのインスリンの投与をさせず、その結果、被害者が死するに至つたものである。母親は、被害者が難治性疾患の1型糖尿病に罹患したことにより強い精神的衝撃を受けていたところ、被告人による上記のような働きかけを受け、被害者を何とか完治させたいとの必死な思いとあいまつて、被害者の命を救い、1型糖尿病を完治させるためには、インスリン

の不投与等の被告人の指導に従う以外ないと一途に考えるなどして、本件当時、被害者へのインスリンの投与という期待された作為に出ることができない精神状態に陥っていたものであり、被告人もこれを認識していたと認められる。また、被告人は、被告人の治療法に半信半疑の状態ながらこれに従っていた父親との間で、母親を介し、被害者へのインスリンの不投与について相互に意思を通じていたものと認められる。

以上のような本件の事実関係に照らすと、被告人は、未必的な殺意をもって、母親を道具として利用するとともに、不保護の故意のある父親と共に謀殺の上、被害者の生命維持に必要なインスリンを投与せず、被害者を死亡させたものと認められ、被告人には殺人罪が成立する。

### 3 背景と評価

判例のプレが生じている背景には、オウム真理教事件から20年以上たち、裁判官の宗教被害やカルト現象に対する理解が薄れ、事件の風化も原因にあるように思われ、人が裁く裁判制度の限界を痛感する。

### 四 終わりに

#### 1 裁判官を含む実務家の宗教法に対する理解の必要性

本来、宗教は、普遍的な性質のあるものであるし、社会に寄与し公益性のあるものであろう。ところが時期において、宗教被害判例にぶれが生ずること自体が、宗教に対する裁判所の理解不足が原因であるようにも思われる。

また国際化の流れもあり法の流動化が起きている家族法分野<sup>27)</sup>と同様、宗教法も、それぞれの国で独自に発展したものが多く、日本独自のものが多いように思われるが、家族法の理解は進みつつあるのに対し、いまだ宗教法の国際標準的な理解が進まないことの要因分析の必要性もあるように思える。

#### 2 消費者法等の進化と宗教法学会の役割

2018年6月8日に成立した消費者契約法の改正<sup>28)</sup>は、宗教被害との関係で

は、特に高齢者の消費者被害で問題となっている「健康不安商法」や「靈感商法」に関し、次の二つの類型が、取消権の対象として加えられることになったことが注目に値する<sup>29)</sup>。

五 当該消費者が、加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関しその現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な理由がある場合でないのに、当該消費者契約を締結しなければその現在の生活の維持が困難となる旨を告げること。

六 当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示してその不安をあおり、当該消費者契約を締結することにより確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げること。

同法の改正により、日本の法律史上初めて、「靈感」という言葉が法律用語になり、靈感商法が法律で規制されることになった。靈感商法への規制とともに、「加齢等による判断能力の低下の不当な利用」も規制され、消費者庁は例として「認知症により判断能力が著しく低下した消費者の不安を知りつつ『この商品を買って食べなければ、今の健康は維持できない』と告げて勧誘することなどをあげる。靈感商法など宗教ないし疑似宗教の被害の中には、健康不安をあおった「人参茶」などの「健康食品」の勧誘や「セミナー」などの勧誘があり、この点も重要な改正と言えよう。

既に、フランスでは、2001年に、「無知・脆弱性不法利用罪」が制定されている<sup>30)</sup>。

今回の消費者契約法の「社会生活上の経験不足の不当な利用」<sup>31)</sup>や「加齢等による判断能力の低下の不当な利用」は、「無知・脆弱性不法利用罪」の発想に通ずるものがあり、ようやく日本の消費者法のレベルも、「脆弱性の利用」に着目した規制にたどり着いた感がある。

しかしながらフランス法と異なり、消費者契約法は、刑事規制ではなく消費

者契約の取消権を付与するという民事ルールを定めた法律にすぎない点はなお留意する必要がある。しかし、このような法律が制定された背景には、上述の判例群の影響や、「マインドコントロール」理論の進化が間違いなくあると思われる<sup>32)</sup>。今後、ますます、わが国における宗教法学の学問的進化とその知見の実務的移植の必要性がいつそう高まると思われ、宗教法学会がその発展に寄与することを強く期待する次第である。

#### 註

- 1) 本稿は、2021年6月12日開催の第81回宗教法学会（2021年度春季大会）での発表をまとめたものである。
- 2) 本稿で、宗教団体とは、宗教法人化している宗教団体を含む趣旨である。また本稿では「宗教及び宗教的団体による被害」を、単に「宗教被害」とする。
- 3) 全国靈感商法対策弁護士連絡会の結成は1987年である。
- 4) 本稿では判例のみを元号表記とし、引用判例内の下線・匿名表記、注記は全て筆者。
- 5) 最高裁刑事判例集17巻4号302頁、判タ145号168頁、判時335号11頁
- 6) 最高裁民事判例集35巻3号443頁、判タ441号59頁、判時1001号9頁
- 7) 民集42巻5号277頁、判タ669号66頁、判時1277号34頁
- 8) 最大判昭和48年12月12日（三菱樹脂事件、最高裁民事判例集27巻11号1536頁、判タ302号112頁、判時724号18頁）は「憲法19条や同法14条の規定は、直接私人相互間の関係に適用されるものではないが、私人間における相互の社会的力関係の相違から生ずる事実上の私的支配関係において、右規定の保障する自由や平等に対する具体的な侵害またはそのおそれがあり、その態様、程度が社会的に許容しうる限度を超えるときは、場合により、私的自治に対する一般的制限規定である民法1条、90条や不法行為に関する諸規定等の適切な運用によって、一面で私的自治の原則を尊重しながら、他面で右侵害に対し基本的な自由や平等の利益を保護し、その間の適切な調整を図る方途も存する。」とした判例。
- 9) この時期の判例として、いざれも拙稿「日弁連意見書から見た信教の自由とその限界」（宗教法19号、2000年）、「宗教被害判例の最近の動向——2004年以降の判例を中心として」（宗教法25号、2006年）、「靈感商法被害の救済とその必要性——宗教法人世界基督教統一神靈協会の活動の問題点を手がかりにして——」（消費者取引と法・津谷裕貴弁護士追悼論文集、2011/11）参照。また伝道・勧誘被害は、しばしばマインドコントロール被害とも言われるが、法的な説明につき、拙著「決定版マインドコントロール」（アスコム、2017/2）参照。
- 10) 伝道・勧誘被害は、多くの被害事例で、勧誘の過程で金銭被害を受けることが

通例であることから、裁判例としてはしばしば経済被害と組み合われて請求される。

11) 判タ880号247頁、判時1526号121頁

12) 判時1755号93頁

13) 判時1965号81頁

14) 判例秘書登載

15) 判タ921号93頁、判時1578号39頁

16) 判タ1091号127頁、判時1740号109頁

17) 判タ1170号303頁、判時1901号146頁

18) 宗教被害は、しばしば家族問題とも関係する（拙共著『カルト宗教 性的虐待と児童虐待はなぜ起きるのか』（アスコム、2006）参照）が、現在「家族と法」分野の流動化が大きいことから、本稿では家事関係の判例は除いている。この点は後日の研究に委ねたい。

19) 判例集未登載。東京高裁令和2年12月3日判決、最高裁第三小法廷令和3年9月28日決定により、いずれも棄却され確定している。

20) 「原告と被告■■は、平成27年12月29日、次のとおりの内容で合意書を作成した」「第3条 甲と乙との間には、本合意書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。また甲は、乙の関係団体並びに世界平和統一家庭連合（旧世界基督教統一神靈協会）に対し、今後、名目の如何を問わず何らの請求（甲の献金等の返還請求を含む）もしないことを約する。加えて、甲が伝導（ママ）した姉の▲▲▲様に関しても同様とする。」（同判決）

21) 判例集未登載。なお令和4年11月11日、東京高裁で、地裁判決の趣旨を覆す形で、統一協会側が2300万円余の金銭を支払う旨の和解が成立している。

22) 「■■が用意した雛型は、不動文字で「宗教法人世界基督教統一神靈協会会长 大塚克己殿」に宛てて、「献金は、全て私が信仰心に基づき、私の自由意志によって行ったものであつて、すべて私の責任と判断で献金等を行つたものであります。これら献金等を行うに当たって世界基督教統一神靈協会及びその信者から、違法ないし不当な働きは、一切、ありませんでした。従って、今後、これら献金について、私は、返金を求めたり、請求ないし訴訟する意志は、全くありません。」などと記載されたもので、原告が生年月日、生まれた場所、現在の年齢、作成日付、住所及び氏名を手書きで記入すれば完成するようになっていた。原告は、本件念書を作成することとして、平成19年4月13日、■■とともに公証役場へ行き、公証人の面前で、自ら本件念書に署名押印して本件念書を完成させ、公証役場の外で待っていた■■に本件念書を手渡した。」（同判決）

23) 判例秘書登載

24) 事件については、拙ブログ「2005.07.22 真光元（しんこうげん）と薬事法」([https://kito.cocolog-nifty.com/topnews/2005/07/post\\_df58.html](https://kito.cocolog-nifty.com/topnews/2005/07/post_df58.html)) 参照。

なお真光元（まこも）神社の宗祖・代表を自称する主宰者は不起訴となり、民事訴訟でも東京地裁平成12年3月29日判決は遺族である原告を敗訴させ、上訴審でも結論は変わらなかった。経過は「真光元被害者の会のブログ」(<http://makomo2009.web.fc2.com/index.htm>) 参照。

25) 最高裁刑事判例集74巻5号517頁、裁判所HP : [https://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail2?id=89649](https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=89649)、判例秘書)

26) 日本経済新聞「糖尿病男児の治療放置 自称祈祷師を殺人容疑で逮捕」(2015年11月26日) [https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG26H4M\\_W5A121C1CC0000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG26H4M_W5A121C1CC0000/) 参照。

27) 日本は、2014年4月1日に、子の連れ去りに関するハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国となるなど、現在、国際平準的な観点からの「家族と法」分野の流動化が大きい。「子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長できる社会の実現に向け」た「子ども家庭庁」設置（2023年4月予定）も、この流れの中にある。

28) 2019年6月15日施行。

29) 消費者契約法4条3項5号、6号。なお詳細は、拙稿「靈感商法」を規制する消費者契約法の改正案が成立」（消費者法ニュース117号、2018/10）参照。

30) 「未成年者に対して、もしくは年齢、病気、身体障害、身体的欠如または妊娠状態のため著しく脆弱な状態にあることが明白な者または行為者にそれが認識される者に対して、もしくは重大または反復した圧力行為または判断を歪める技術の結果心理的または身体的服従状態にある者に対して、その者に重大な損害を与える作為または不作為に導くためにその者の無知または脆弱状態を不法に利用することは、3年の拘禁刑および37万5000ユーロの罰金に処せられる」（小泉洋一甲南大学教授の試証「フランスにおけるセクト対策と信教の自由」甲南法学2006年・46巻4号75頁）

31) 消費者契約法4条3項3号、4号

32) 司法研修所編「現代型民事紛争に関する実証的研究 - 現代型契約紛争（1）消費者紛争」(2011/4/30)、消費者庁「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」報告書（2018/8）参照。

## 編集後記

新型コロナウィルスの問題は2年半が経った今もまだ続いているが、2021年はオンライン形式とはいえ、どうにか春季大会・秋季大会の両方を開催することができ、今年は通常どおりの形式で『宗教法』を発行することができた。今号は、2021年6月12日にオンラインで開催された第81回宗教法学会と、同年11月13日にオンラインで開催された第39回宗教法制研究会・第82回宗教法学会における報告のほか、自著紹介、公法・私法の判例紹介および外国文献の紹介を内容としている。執筆者の皆様には、改めてお礼を申し上げます。

第81回宗教法学会では、「宗教法学会の40年と宗教法の軌跡」と題してシンポジウムが行われた。本学会も今や設立時を知らない会員が多数を占めており、平野武会員の記念講演「宗教法学会の歴史を振り返って」は今後の学会のあり方を考えるうえで参考になろう。山口智会員の「宗教条項の40年」は憲法学の立場から津地鎮祭事件以後の政教分離原則・信教の自由にかかる判例を分析した報告、紀藤正樹会員の「宗教及び宗教的団体による被害事例から見る判例の到達点」は宗教団体による靈感商法等の事例について実務の立場から判例を振り返った報告、伊藤真氏の「宗教団体の内部紛争と民事審判権の限界」は民事訴訟法学の立場から板まんだら事件によって形成された判例法理を改めて考察した報告、松尾誠紀氏の「死体遺棄罪をめぐる刑法学の動向」は死体遺棄罪をめぐる近時の刑法学の動向を論じた報告であり、各法分野で宗教に関してこの40年間に議論がどう展開してきたのかを振り返るのに格好の論考となっている。

他方で、第39回宗教法制研究会・第82回宗教法学会では、4本の個別報告が行われた。戸松義晴氏の「宗教法人『金皇寺』(島根県大田市)の解散と残余財産の国庫帰属について」は不活動宗教法人について残余財産を国庫帰属させるという形で解散・清算が進められた実例を紹介した報告、大島義則会員の「役員欠格事由改正と寺院法務への影響」は宗教法人の役員の欠格事由の見直しが寺院法務に与える影響を考察した報告であり、いずれも実務上大いに参考になろう。また、柴田正義会員の「ロシア・宗教法人法の現在地」はロシアの政教関係の歴史的展開を宗教法人法の分析を通じて明らかにした報告、西山千絵会員の「国公有地上の「宗教的」施設の使用料免除と政教分離原則違反」は2021年2月に最高裁で違憲判決が出された那覇孔子廟訴訟を詳細に検討した報告であり、大変興味深い論考である。

さて、2022年7月の衆議院議員総選挙の最中に安倍晋三元首相が殺害された事件は国内外に衝撃を与えたが、この事件はその後思ひぬ方向に話が展開し、政治家と統一教会との関係が問題とされるに至っている。一般論として言えば、政治家と宗教団体とが一定の付き合いをすること 자체は一概に否定することができないように思われるが、統一教会は以前から問題が多く指摘されてきた団体なのであって、そうした団体と密接な関係をもつことは政治家としての良識が問われるよう。

(田近)

## 宗教法学会役員（五十音順）

理事長	大石 真
常務理事 (事務局長)	田近 肇
理事	阿部 徳幸・大島 義則・片桐 直人・嘉多山 宗 紀藤 正樹・高畠英一郎・竹内 康博・棚村 政行
	中島 宏・新田 均・新田 光子・花見 常幸
	原田 保・松波 克英・村上 興匡
	須賀 博志(開催校理事)
監事	鈴木 龍也・成瀬 トマス 誠

## 宗教法 第41号

2022年11月1日 印刷  
2022年11月10日 発行 定価 3,000円

編集兼発行者 宗教法学会  
理事長 大石 真

発売所 宗教法学会事務局  
〒577-8502 大阪府東大阪市小若江3-4-1  
近畿大学法学部 田近肇研究室内  
TEL 06-4307-4247  
振替 00140-7-251451

印刷所 株式会社 清水工房  
〒192-0056 東京都八王子市追分町10-4-101  
TEL 042-620-2626